平成6年7月5日告示第55号

改正

平成8年4月22日告示第36号 平成11年10月21日告示第102号 平成13年10月10日告示第116号 平成14年11月15日告示第101号 平成21年2月16日告示第15号

町が発注する工事又は製造その他についての請負契約及び物件の買入れその他の契約について、競争入札を適正かつ円滑に行うため、指名停止の基準を次のとおり定めるものとする。

指名停止基準

(指名停止)

- 第1条 町長(以下「長」という。)は、入札参加資格者(注1)が別表第1及び別表第2の各号に 掲げる措置要件の一に該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止(注 2)を行うものとする。
- 2 契約担当者(注3)は、建設工事、調査委託、製造その他についての請負契約及び物件の買入れ その他の契約(以下「工事等」という。)の契約のため、指名を行うに際し、前項の指名停止を受 けている入札参加資格者を指名してはならない。

また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものと する。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2条 長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の 指名停止を併せ行うものとする。
- 2 長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。
- 3 長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体 について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3条 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置 要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。
- 2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。
 - (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間 の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第6 号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各号及び前2項の 規定による指名停止の期間を当該適用期間の2分の1に短縮することができる。
- 4 長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2倍に延長することができる。ただし、通算して2年を限度とする。
- 5 長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質 な事由が明らかとなったときは、2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。 ただし、通算して2年を限度とする。
- 6 長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責を負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

- 第4条 長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。
- 2 長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第6条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が福崎町発注工事等を下請し、又は完成 保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第7条 長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口答で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用項目)

第8条 長は、この基準を施行するため、必要な事項を別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、平成6年7月1日から適用する。

附 則(平成8年4月22日告示第36号)

この基準は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成11年10月21日告示第102号)

この基準は、公布の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則(平成13年10月10日告示第116号)

この基準は、公布の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則(平成14年11月15日告示第101号)

この基準は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年2月16日告示第15号)

この基準は、公布の日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 福崎町の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競	6 カ月
争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に	
虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められると	
き。	
(過失による粗雑工事等)	
2 福崎町発注工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認	
められるとき。	
(かしが軽微であると認められるときを除く。)	
(1) 会計検査院又は監査委員に文書指摘されたとき。	3 カ月
(2) 会計検査院又は監査委員に指摘され議会に報告されたとき(注4)。	3 カ月
(3) 工事成績が不良なとき。	1 カ月
3 福崎町発注以外の県内公共工事等(注5)の施工等に当たり、過失により	
工事等を粗雑にしたと認められるとき。	
(1) 会計検査院又は監査委員に文書指摘されたとき。	2 カ月
(2) 会計検査院又は監査委員に指摘され議会に報告されたとき。	2 カ月
(契約違反)	
4 福崎町発注工事等の施工等に当たり、第2号に掲げる場合のほか、契約に	

│ 違反し工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 2カ月以上の履行遅滞があったとき。	3 カ月
(2) 1カ月以上2カ月未満の履行遅滞があったとき。	2 カ月
(3) 1カ月未満の履行遅滞があったとき。	1 カ月
(4) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害及び危険防止対策が不良のとき。	3 カ月
イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は	監督員 1カ月
若しくは検査員の指示に従わないとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 福崎町発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であ	ったた
め、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを	を除く)
を与えたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	6 カ月
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	3 カ月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	6 カ月
6 県内の工事等で福崎町発注工事等以外の工事等(以下「一般工事等」	」とい
う。)(注 6)の施工等に当たり安全管理の措置が不適切であったため、	公衆
に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、	当該事
故が重大であると認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	3 カ月
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	2 カ月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	3 カ月
7 近畿(注7)内の一般工事等の施工に当たり安全管理の措置が不適け	切であ
ったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたり	場合に
おいて、当該事故が重大であると認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2 カ月
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	1カ月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	2 カ月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
8 福崎町発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であっ	
め、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2 カ月
(2) 重傷者(注8)を生じさせたとき。	1 カ月
9 県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であっ	
め、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	1 カ月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	1 カ月
10 近畿内の公共工事等の施工等に当たり安全管理の措置が不適切であった。	
め、工事等関係者に多数の死亡者を生じさせた場合において、当該事故	改が重 │
大であると認められるとき。	

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 入札参加資格者又はその使用人が福崎町の職員に対して行った贈賄の容疑	12カ月
により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
2 前号に掲げる者が県内の他の公共機関(注9)の職員に対して行った贈賄	9 カ月
の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
3 前1号に掲げる者が近畿内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容	6 カ月

ı		I
	疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
4	第1号に掲げる者が近畿以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の	3 カ月
	容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
	(独占禁止法違反行為)	
5	業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年	
	法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号	
	に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
	(1) 福崎町発注工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の排除	2 + 日
		2 77 /2
	勧告又は審決があったとき。 (3) 周末の 如天志祭に関する為に行为にのいて、ハエ四引き見るの世界	2 T D
	(2) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の排除	2刀月
	勧告又は審決があったとき。	
	(3) 近畿内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の排	1カ月
	除勧告又は審決があったとき。	
	(4) 近畿外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の排	1カ月
	除勧告又は審決があったとき。	
	(5) 福崎町発注工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の刑事	6 カ月
	告発があったとき。	
	(6) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の刑事	5 カ日
	(*) 水内の 放工事中に関する定及口流について、公正収引を負払の刑事 告発があったとき。	2 /3/1
	(7) 近畿内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の刑	4 + =
		4 万月
	事告発があったとき。	4 + 🗆
	(8) 近畿外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の刑	1 カ月
	事告発があったとき。	
	(9) 福崎町発注工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の課徴	3 カ月
	金納付命令があったとき。	
	(10) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の課徴	2 カ月
	金納付命令があったとき。	
	(11) 近畿内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の課	1カ月
	、	
	(12) 近畿外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会の課	1 カ月
		. ,3,,
	(談合)	
c		
О	入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕、書類送検又は起	
	訴されたとき。	
	(1) 福崎町発注工事等に関し、談合罪又は競争入札妨害罪により逮捕、書	12万月
	類送検又は起訴されたとき。	
	(2) 県内の一般工事等に関し、談合罪又は競争入札妨害罪により逮捕、書	9 カ月
	類送検又は起訴されたとき。	
	(3) 近畿内の一般工事等に関し、談合罪又は競争入札妨害罪により逮捕、	6 カ月
	書類送検又は起訴されたとき。	
	(4) 近畿外の一般工事等に関し、談合罪又は競争入札妨害罪により逮捕、	3 カ月
	書類送検又は起訴されたとき。	
	(補助金の不正受給を目的とした不正行為)	
7	業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等(注13)の不正受給を目的と	
 	した不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭	
	•	
	和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)第29条若しくは第	
	30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	40± C
	(1) 福崎町の補助事業等(注14)又は間接補助事業等(注15)(以下「補助事業	12万月
	等」という。)に関し補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺罪の	
	容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	

(2) 県内の補助事業等に関し補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は 9 カ月 詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (3) 近畿内の補助事業等に関し補助金等適正化法第29条若しくは第30条又 6 カ月 は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (4) 近畿外の補助事業等に関し補助金等適正化法第29条若しくは第30条又 3 カ月 は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (暴力団関係) 8 入札参加資格者に関し、警察からの通報に基づき、暴力団員が経営に関与 している等の事実が明らかになったとき。 (1) 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含 12カ月以上その む。)していることが明らかになったとき。 事実がなくなっ たことが明らか となったときま (2) 暴力団員を相当の責任の地位にある者(注10)として使用し、又は代理 │6 カ月以上その 人として選任していることが明らかになったとき。 事実がなくなっ たことが明らか となったときま (3) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が、暴 │3 カ月以上その 力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。 事実がなくなっ たことが明らか となったときま (4) 入札参加資格者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の利益 │6 カ月以上その を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用した事実がなくなっ ことが明らかとなったとき たことが明らか となったときま (5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非 6カ月以上その 難される関係を有していると認められるとき。 事実がなくなっ たことが明らか となったときま (建設業法違反行為) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、建設工事等の契約の相 手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は 起訴されたとき。 福崎町発注工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 9カ月 県内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 8 カ月 近畿内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 6 カ月 近畿外の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 3 カ月 (2) 入札参加資格者が、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業 許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。 福崎町発注工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を |6 カ月 受けたとき。 県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を │5 カ月 受けたとき。 近畿内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分 | 3 カ月

を受けたとき。	
近畿外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分	3 カ月
を受けたとき。	5 75 7 3
(3) 入札参加資格者が、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けた	
とき。	
ーー。 福崎町発注工事等に関し、指示処分を受けたとき。	3 カ月
県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	2 カ月
近畿内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	- パラ/3 1 カ月
近畿外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	1カ月
(不正又は不誠実な行為)	
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行	
為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が暴力	
行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
福崎町発注工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴	9 カ月
されたとき。	
県内の一般工事等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴さ	8 カ月
れたとき。	
近畿内の一般工事等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴	6 カ月
されたとき。	
近畿外の一般工事等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴	3 カ月
されたとき。	
(2) その他の使用人が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたと	
·	
福崎町発注工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴	6 カ月
されたとき。	
県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴	5 カ月
されたとき。	
近畿内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起	3 カ月
訴されたとき。	
(3) 入札参加資格者又はその使用人が業務に関し脱税行為により逮捕、書	3 カ月
類送検又は起訴されたとき。	
(4) 入札参加資格者又はその使用人が業務関連法令(注11)に重大な違反	
(注12)をしたとき。	
福崎町発注工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	3 カ月
県内の一般工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	2 カ月
近畿内の一般工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	1カ月
近畿外の一般工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	1カ月
(5) 入札参加資格者又はその使用人が自動車の保管場所の確保等に関する	
法律違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
県内において、上記の法律違反により逮捕、書類送検又は起訴された	2 カ月
とき。	
近畿内において上記の法律違反により逮捕、書類送検又は起訴された	1 カ月
とき。	
<u>(その他)</u>	
11 入札参加資格者又はその役員(以下「役員等」という。)に重大な反社会	
的行為があり、工事等の契約の相手として不適当であると認められるとき等	
指名停止を必要とする場合	
(1) 役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若し	
くは起訴され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規	

定による罰金刑を宣告されたとき。

(2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。

取引再開まで

(3) 入札参加資格者又はその使用人が、競争入札に際し、担当職員の指示 1 カ月 に従わなかったとき。

(4) 入札参加資格者又はその使用人が、低入札価格調査に関して不誠実な 3 カ月 行為をしたとき。

<u>(5)受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受け</u>たにもかか 3カ月以上 わらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。

(6) その他指名停止の措置を必要と認めたとき。

指名停止の決定 があった日から 12カ月以内

- (注1)福崎町が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ等の指名競争入札に参加する者とし て登録されている者をいう。
- (注2)指名停止、指名回避、指名留保、不選定等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当す るため、建設工事等を受注されるにふさわしくない入札参加資格者について、長が契約担当 者に対し、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (注3)支出負担行為担当者、契約担当者等、工事等の契約を締結する事務を行う者で福崎町に所 属するものをいう。
- (注4)文書指摘された後に、議会に報告された場合は、別件として指名停止を行う。
- (注5)公共工事等とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等をいう。
- (注6)一般工事等とは、福崎町発注工事以外の公共工事及び民間工事等をいう。
- (注7)近畿とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の区域をいう。
- (注8)重傷者とは、治療30日以上の傷害をいう。
- (注9)公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関(国の機関、地方公共団体、公社、公団等) をいう。
- (注10)担当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことを
- (注11)業務関連法令とは、次のものをいう。

労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令 廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全関連法令 建築基準法その他の法令

- (注12)重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合等をいう。
- (注13)補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定され るもの又は、地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。
- (注14)補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (注15)間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交 付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。